

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	農林水産省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<p>肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長すること。</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人が飼育した免税対象飼育牛（1頭当たりの売却価格100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛）を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合の所得に係る個人住民税（所得割）を免除。（昭和44年度創設） また、租税特別措置法の規定によって、農業生産法人が飼養した免税対象飼育牛の売却による利益の額を事業所得の計算上損金の額に算入することにより、法人住民税（法人税割）及び法人事業税の課税標準が減額。</p> <p>・特例措置の内容 農業を営む個人が、売却した免税対象飼育牛が1,500頭以内であるときは、その所得に係る住民税を免除。農業生産法人が売却した免税対象飼育牛による利益の額（1,500頭以内）を損金の額に算入する。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地法附6、租法67の3、租法68の101 </div>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (▲4,924)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」（目標年度平成32年度）において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、配合飼料価格の高騰による飼料コストの増加、景気後退による国産牛肉需要の減少、EPAによる国際化の進展により厳しい環境にある中で、TPP等による更なる国際化が進展する可能性がある。このように、肉用牛経営は厳しい環境にあり、今後とも経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、経営体質を強化していくための本特例措置の継続が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																							
	政策の達成目標	<p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」における平成32年度の牛肉（枝肉）生産量を達成目標としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>20年度 (A)</th> <th>32年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (20~32年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>0.0</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		目 標				20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0.0	100									
		目 標																							
		20年度 (A)		32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)																			
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)		52	52	0.0	100																				
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年度から平成30年度まで																								
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																								
有効性	政策目標の達成状況	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ、肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農林水産省：食肉流通統計）</p>		21年度	22年度	23年度	24年度	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	51	51	51													
		21年度	22年度	23年度	24年度																				
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	51	51	51																					
要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度 (見込み)</th> <th>25年度 (見込み)</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>19,132</td> <td>19,132</td> <td>19,132</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>4,924</td> <td>4,924</td> <td>4,924</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>27年度 (見込み)</th> <th>28年度 (見込み)</th> <th>29年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>19,132</td> <td>19,132</td> <td>19,132</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>4,924</td> <td>4,924</td> <td>4,924</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	件数	19,132	19,132	19,132	減税額 (百万円)	4,924	4,924	4,924	区分	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	件数	19,132	19,132	19,132	減税額 (百万円)	4,924	4,924	4,924
区分	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)																						
件数	19,132	19,132	19,132																						
減税額 (百万円)	4,924	4,924	4,924																						
区分	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)																						
件数	19,132	19,132	19,132																						
減税額 (百万円)	4,924	4,924	4,924																						
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ、肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給を可能とするとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持に寄与する。</p>																								

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（国税）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>肉用子牛生産者補給金制度（平成 25 年度 21,296 百万円） 指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。</p> <p>肉用牛繁殖経営支援事業（平成 25 年度：15,877 百万円） 肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補填金として交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業（平成 25 年度：86,942 百万円） 肥育牛 1 頭当たりの粗収益が発動基準を下回った場合に差額の一部を補填金として交付。</p> <p>牛肉の価格安定制度 牛肉の卸売価格を安定価格帯の幅の中に安定させるため、独立行政法人農畜産業振興機構が、需給操作等（機構による買入保管、生産者団体による調整保管に対する補助）を実施。</p> <p>肉用牛経営安定対策補完事業（平成 25 年度：3,326 百万円） 繁殖経営への新規参入者に対する飼養管理施設等の貸付け、離島及び山振地域における肉用子牛の集出荷促進及び、繁殖雌牛の増頭の取組を支援。</p>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	本特例措置は、上記の予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	要望の措置の 妥当性	<p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>一方、配合飼料コストの増加、景気後退による需要減少、さらにはEPAによる国際化の進展等最近の肉用牛経営をめぐる状況は極めて不安定な状況にある。</p> <p>そのため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域における雇用の維持等を図る上でも本特例措置については、適用期限を延長する必要がある。</p>
	ページ	2—3

税負担軽減措置等の適用実績	区分	21年度 (推定)	22年度 (推定)	23年度 (推定)
	件数	19,132	19,420	19,283
	減税額 (百万円)	5,016	5,736	5,531

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
	251,802	808,026	619,432	655,864
	(単位：千円)			

本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ、肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)
1戸当たりの頭数	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1

(農林水産省：畜産統計)

1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。

前回要望時の達成目標	政策の達成目標と同じ
------------	------------

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時（H23年）において目標としていた牛肉生産量52万トン（H32年度）に対し、H24年度実績は51万トンにとどまった。目標を下回った理由は、H22年に宮崎県で発生した口蹄疫の影響により減少した肉用牛の頭数が元の水準に回復していないこと、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う肉用牛飼養頭数の減少による影響が大きいと考えられる。
-----------------------------	--

これまでの要望経緯	<p>平成23年度：延長、1戸当たり売却頭数に上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たり売却価格の上限を見直し（交雑種の売却価格100万円から80万円）</p> <p>平成20年度：延長、1戸当たり売却価格に上限（2,000頭）を設定、1頭当たり売却価格の上限を見直し（乳用種の売却価格100万円から50万円）</p> <p>平成17年度：延長、適用期間を5年間から3年間に短縮</p> <p>平成16年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備</p> <p>平成12年度：延長</p> <p>平成8年度：延長</p> <p>平成3年度：延長、農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大</p> <p>昭和61年度：延長</p> <p>昭和57年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、1頭当たりの売却価格に上限（100万円）を設定</p> <p>昭和53年度：延長</p> <p>昭和50年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定路を受けた農協等を追加</p> <p>昭和48年度：延長</p> <p>昭和46年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加</p> <p>昭和45年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加</p> <p>昭和44年度：創設</p>
-----------	--